

(第28号議案)

中野区まちづくり事業住宅条例(平成8年中野区条例第28号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第7条 (略) (使用開始手続)</p> <p>第8条 前2条の規定により使用者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定めるところにより、<u>請書</u>を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第9条～第24条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の第8条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に中野区まちづくり事業住宅の使用者として決定された者について適用し、施行日前に中野区まちづくり事業住宅の使用者として決定された者については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略) (使用開始手続)</p> <p>第8条 前2条の規定により使用者として決定された者は、遅滞なく<u>次の各号</u>に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定めるところにより<u>連帯保証人の連署した請書</u>を提出すること。<u>ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を要しない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第9条～第24条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>